

「生徒指導上の諸問題に関する調査」の見直しについて（案）

1. 「いじめ」の状況に関する調査について

- 調査対象に国立・私立学校を加える。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直すとともに、定義に注釈を加える。

【新定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

参考) 現行定義

「この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」

- いじめの「発生件数」を「認知件数」に改めるとともに、学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査など児童生徒から状況を聞く機会を設けることを注意書きとして新たに加える。

いじめの認知に当たっては、アンケート調査を実施するなど児童生徒から状況を聞く機会を設け、個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で行うこと。

- 「いじめの発見のきっかけ」については、「学校の教職員等が発見」、「学校の教職員以外からの情報により発見」に分けて、項目を整理。

- いじめの早期発見に関連して、いじめられた児童生徒が周囲の誰に相談したかが分かるよう、調査項目を追加する。(新規項目)

【いじめられた児童生徒の相談の状況】

区分

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・担任教師に相談 ・担任以外の教職員に相談
(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く) ・養護教諭に相談 ・スクールカウンセラー等の相談員に相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に相談 ・友人に相談 ・その他 ・誰にも相談していない |
|---|--|

- 「いじめの態様」を昨今の状況等も踏まえて整理。

【いじめの態様】

区分

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やイヤなことをされる。
- ・その他

(参考) 現行の「いじめの態様」

- ・言葉での脅し
- ・冷やかしからかい
- ・持ち物隠し
- ・仲間はずれ
- ・集団による無視
- ・暴力を振るう
- ・たかり
- ・お節介、親切の押し付け
- ・その他

- 認知した個々のいじめについて、学校がどのように対応したかの調査項目を追加する。(新規項目)

【いじめの対応状況】

- (1) いじめる児童生徒への対応
- (2) いじめられた児童生徒への対応
- (3) その他

上記の3つに分けて、学校が認知した個々のいじめそれぞれについて、実際に行った対応を調査。

- 「学校におけるいじめの問題に対する取組について」は、平成18年10月に発出した初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底について」をもとに、内容を整理。

- 本調査への回答にあたり、児童生徒に対し、学校が行った実態把握の具体的な方法について、調査。(新規項目)

【本調査への回答にあたり、学校が行った実態把握の具体的な方法について】

区分

- ・児童生徒へのアンケート調査の実施
- ・日常行っている児童生徒との交換日記
- ・個別面談の実施
- ・家庭訪問
- ・その他

2. 「自殺」の状況に関する調査について

- 調査対象に国立・私立学校を加える。
- 死亡した児童生徒数全体を死亡理由ごとに調査し、その中で自殺した児童生徒数を把握するとともに、自殺した児童生徒数を学年別に調査。

(新規項目)

【死亡した児童生徒数】

理由

- ・自殺
- ・病気
- ・交通事故
- ・その他の不慮の事故・事件
- ・不明

- 「自殺の主たる理由を1つ選択する」方法を見直し、「自殺した児童生徒がおかれていた状況」について複数選択できる方法に改める。

【自殺した児童生徒の状況】

状況

- ・家庭不和
- ・いじめの問題
- ・父母等のしっ責
- ・病弱等による悲観
- ・学業不振
- ・厭世
- ・進路問題
- ・異性問題
- ・教師との関係での悩み
- ・精神障害
- ・友人関係での悩み
- ・その他

- 自殺した児童生徒数を適切に把握するため、警察庁が行っている調査との連携等を図る。

3. 「不登校」の状況に関する調査について

- 「不登校となったきっかけと考えられる状況」及び「不登校状態が継続している理由」の項目に「いじめ」を加えるとともに、該当する状況や理由を複数選択できるようにする。

「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

における見直し事項の新旧対照表（案）

1. いじめの状況に関する調査

現 行	新
<p>●「記入に当たって」について</p> <p>この調査において「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。</p> <p>なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。</p> <p>1. いじめの発生学校数、発生件数</p> <p>(注1)～(注3)略</p>	<p>本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p> <p>「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。</p> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p> <p>(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。</p> <p>(注2)「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。</p> <p>(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。</p> <p>(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。</p> <p>1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数</p> <p>(注1)を加える。</p> <p>(注1) いじめの認知に当たっては、アンケート調査を実施するなど児童生徒から状況を聞く機会を設け、個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で行うこと。</p> <p>(注2)～(注4)略</p>

<p>2. いじめの発生件数の学年別、男女別内訳</p> <p>3. いじめの解消状況</p> <p>4. いじめの発見のきっかけ</p> <p>区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 担任の教師が発見 他の教師からの情報 養護教諭からの情報 スクールカウンセラー、相談員等からの情報 いじめられた児童生徒からの訴え 他の児童生徒からの訴え 保護者からの訴え 教育センター等関係機関からの連絡 その他 <p>(注) 略</p> <p>【新 規】</p>	<p>2. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳</p> <p>【「6. いじめの現在の状況」に移動】</p> <p>3. いじめの発見のきっかけ</p> <p>区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の教職員等が発見 <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 担任教師が発見 担任以外の教職員が発見 <small>(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)</small> 養護教諭が発見 スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見 学校の教職員以外からの情報により発見 <ul style="list-style-type: none"> (内訳) 本人からの訴え 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え 児童生徒（本人を除く）からの情報 保護者（本人の保護者を除く）からの情報 地域の住民からの情報 学校以外の関係機関からの情報 その他（匿名による投書など） <p>(注1) 略</p> <p>(注2) 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、内訳についても該当するものを一つ選択</p> <p>4. いじめられた児童生徒の相談の状況</p> <p>区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 担任教師に相談 担任以外の教職員に相談 <small>(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)</small> 養護教諭に相談 スクールカウンセラー等の相談員に相談 保護者に相談 友人に相談 その他 誰にも相談していない <p>(注1) 複数選択を可とする。</p> <p>(注2) いじめられた児童生徒が、誰に相談しているのか、該当するものを全て選択すること。</p>
--	--

5. いじめの態様

区分

言葉での脅し
冷やかし・からかい } →

仲間はずれ
集団による無視 } →

暴力を振るう →

たかり →

持ち物隠し →

お節介・親切の押し付け →

その他 →

5. いじめの態様

区分

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(新規)
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やイヤなことをされる。(新規)
- その他

【新規】

6. いじめの対応状況

(1) いじめる児童生徒への対応

区分

- 担任教師や他の教師が状況を聞く
- 養護教諭が状況を聞く
- スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く
- 担任教師や他の教師が指導
- 養護教諭が指導
- スクールカウンセラー等の相談員が指導
- 校長、教頭が指導
- 保護者への報告
- いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪
- グループ替えや座席替え、学級替え等
- 別室指導等の特別な指導
- 出席停止
- 児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応
- その他

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめる児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を全て選択すること。

(2) いじめられた児童生徒への対応

区分

担任教師や他の教師が状況を聞く

養護教諭が状況を聞く

スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く

担任教師や他の教師が継続的に面談しケアを行う

養護教諭が継続的に面談しケアを行う

スクールカウンセラー等の相談員が継続的に面談しケアを行う

担任教師や他の教師等が家庭訪問を実施

他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼

別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の

安全を確保

緊急避難としての欠席

グループ替えや座席替え、学級替え等

児童相談所等の関係機関と連携した対応

その他

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を全て選択すること。

(3) その他

区分

当該いじめについての状況を確認するため、他の児童生徒に対しアンケート調査を実施

被害、加害双方の保護者同士の話し合いを実施

学級で当該いじめについて取り上げ、学級全体に指導

当該いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校全体に対して指導

職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討

保護者会やPTA 総会等を開催して、当該いじめについて保護者に報告

当該いじめについて、教育委員会と連携して対応

その他

(注) 個々のいじめについて、加害、被害児童生徒への対応のほか、実際に行ったもので該当する項目を全て選択すること。

【「7. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数」より移動】

7. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数

3. いじめの解消状況

- (1) いじめが解消しているもの
- (2) いじめが継続しており、現在指導中

6. 学校におけるいじめの問題に対する取組
区分

- ・ 職員会議等を通じて共通理解を図った
- ・ 全校的な実態調査を行った
- ・ 教育相談の体制を整備した
- ・ 学校全体として児童・生徒会活動や学級活動などにおいて指導した
- ・ 家庭や地域と協力して取り組むための協議の場を設けた
- ・ 養護教諭が指導にあたった
- ・ スクールカウンセラー、相談員等が相談にあたった
- ・ その他

8. いじめの現在の状況

- (1) いじめが解消しているもの
- (2) いじめは解消したと見られるが、その後も経過観察しているもの
- (3) いじめは解消していないが、状況は改善しつつあるもの
- (4) 状況にあまり改善が見られないもの

9. 学校におけるいじめの問題に対する取組
区分

- ・ 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。
- ・ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。
- ・ 児童生徒の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かな把握に努めた。
- ・ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。
- ・ いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。
- ・ 教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。
- ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。
- ・ P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。
- ・ いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。
- ・ その他

(いじめが発生しなかった学校についても記入)

<p>【新 規】</p>	<p>10. 本調査への回答にあたり、児童生徒に対し学校として行った実態把握の具体的な方法について 区分 (1) 児童生徒へのアンケート調査の実施 (2) 日常行っている児童生徒との交換日記 (3) 個別面談の実施 (4) 家庭訪問 (5) その他 (注1) 複数選択を可とする。 (注2) 本調査への回答にあたり、学校として実際に行った実態把握の具体的な方法として該当するものを全て選択すること。 (注3) 全ての学校が記入すること。</p>
--------------	--

2. 自殺の理由別状況

理由

家庭事情

家庭不和

父母等のしっ責

貧困

その他

学校問題

学業不振

進路問題

教師のしっ責

友人との不和

いじめ

その他

病弱等による悲観

厭世

異性問題

精神障害

その他

(注) 自殺者について、その主たる理由と思われるものを1つ選択すること。理由が不明の場合は「その他」の欄に記入すること。

3. 自殺した児童生徒の状況

状況

①家庭不和

②父母等のしっ責

③学業不振

④進路問題

⑤教師との関係での悩み

⑥友人関係での悩み（いじめを除く）

⑦いじめの問題

⑧病弱等による悲観

⑨厭世

⑩異性問題

⑪精神障害

⑫その他（上記以外のものについて、記述式にする）

(注1) 自殺した児童生徒について、学校が事実として把握しているだけでなく、保護者や他の児童生徒等の情報をもとに、自殺した児童生徒の状況について、該当する項目を全て選択すること。

(注2) それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。

①家庭不和

・父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。
等

②父母等のしっ責

・父母等から叱られ落ち込んでいた。
等

③学業不振

・成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。
・授業についていけず悩んでいた。
等

④進路問題

・卒業後の進路について悩んでいた。
・受験や就職試験に失敗した。
・面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。
等

⑤教師との関係での悩み

・担任教師との関係がうまくいかずに悩んでいた。
・教師から厳しく叱責を受けていた。
等

⑥友人関係での悩み（いじめを除く）

・友人と喧嘩をし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。
・クラスになじむことができずに悩んでいた。
等

⑦いじめの問題

- ・いじめられ、辛い思いをしていた。
- ・保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。
- ・自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。 等

⑧病弱等による悲観

- ・病気や病弱であることについて悩んでいた。 等

⑨異性問題

- ・異性問題について悩んでいた。

⑩厭世

- ・世の中をいやなもの、価値のないものと思って悩んでいた。 等

⑪精神障害

- ・精神障害で専門家による治療を受けていた。 等

〔 なお、自殺については、別途個別にその状況をまとめた報告の提出を求める。 〕

3. 不登校の状況に関する調査

現 行	改 正 案
<p>3-1 不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由</p> <p>不登校となった直接のきっかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 友人関係をめぐる問題 教師との関係をめぐる問題 学業の不振 クラブ活動、部活動等への不適応 学校のきまり等をめぐる問題 入学、転編入学、進級時の不適応 家庭の生活環境の急激な変化 親子関係をめぐる問題 家庭内の不和 その他本人に関わる問題 その他 不明 <p>(注1)「直接のきっかけ」とは、不登校に至る引き金となったような事柄のことをいい、具体的には次のようなものが考えられる。</p> <p><中略></p> <p>(注3) 不登校となった直接のきっかけは、「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」の「不登校児童生徒」1人につき、主たるきっかけを1つ選択すること。</p>	<p>3-1 不登校となったきっかけと考えられる状況</p> <p>区分</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ いじめを除く友人関係をめぐる問題 教師との関係をめぐる問題 学業の不振 クラブ活動、部活動等への不適応 学校のきまり等をめぐる問題 入学、転編入学、進級時の不適応 家庭の生活環境の急激な変化 親子関係をめぐる問題 家庭内の不和 その他本人に関わる問題 その他 不明 <p>(注1)「不登校となったきっかけと考えられる状況」とは、不登校となった時点において当該児童生徒がおかれている状況のことをいい、上記区分については、具体的に次のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめ：本調査で定義するいじめに該当するもの ②いじめを除く友人関係をめぐる問題：けんか等 <p><以下略></p> <p>(注2)「不登校となったきっかけと考えられる状況」については、学級担任など、当該児童生徒の状況を最も把握することができる教員が、本人との面接や家庭訪問を行うなど個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で判断すること。</p> <p>(注3) 不登校児童生徒につき、考えられるものを全て選択すること。</p>

<p>不登校状態が継続している理由</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校生活上の影響 (2) あそび・非行 (3) 無気力 (4) 不安などの情緒的混乱 (5) 意図的な拒否 (6) 複合 (7) その他 <p>(注2)「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は以下のとおりである。 <中略></p>	<p>3-2 不登校状態が継続している理由 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ いじめを除く他の児童生徒との関係 教師との関係 その他学校生活上の影響 あそび・非行 無気力 不安などの情緒的混乱 意図的な拒否 その他 <p>(注1)「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめ：いじめを受けているため登校できない。 ②いじめを除く他の児童生徒との関係：クラスになじむことができないなどの問題で登校できない。 ③教師との関係：教師との人間関係で登校できない。 ④その他学校生活上の影響：授業がわからない、試験が嫌いであるなどの上記以外の学校生活上の影響で登校できない。
--	---

4. 暴力行為の状況に関する調査

現 行	改 正 案
<p>●「記入にあたって」について</p> <p>(1)「暴力行為」とは、「自校の児童生徒を起こした暴力行為」をいい、「対教師暴力」、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態を調査対象とする。なお、本調査においては、次のようなもの及び内容、程度等がそれを上回るようなものを対象とすること。</p>	<p>(1)「暴力行為」とは、「自校の児童生徒を起こした暴力行為」をいい、「対教師暴力」、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態を調査対象とする。なお、本調査においては、次のようなもの及び内容、程度等がそれを上回るようなものについて、<u>学校として対応した事案だけでなく、担任教員やその他の教職員が認知し、個別に対応した事案を計上すること。</u></p>